

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定した。

平成 25 年 7 月 2 日

佐賀県収用委員会会長 江 崎 匡 慶

- 1 起業者の名称 国土交通大臣 太田 昭宏
- 2 事業の種類 一般国道 497 号新設工事(西九州自動車道「伊万里松浦道路」新設工事・佐賀県伊万里市山代町久原字大波瀬地内から長崎県松浦市今福町東免字松本ノ前地内まで、同町浦免字宮田地内から同町仏坂免字立岩地内まで及び同市調川町下免字赤壽地内から同市志佐町浦免字寺田地内まで)並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

3 裁決手続開始の決定事項

(1) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

ア 収用の部分

土地の所在：伊万里市山代町立岩字小松堀

地番	地目		地積(m ²)		決定した土地の区域の地積(m ²)
	公簿	現況	公簿	実測	
2891 番	山林	山林	1,822	1,822.18	556.13 (注)

(注) 決定した土地の区域は、当該土地の一部であり、その区域は別図の(2891 収用)のとおりである。(別図は省略し、その図面を佐賀県収用委員会に備え置いて縦覧に供する。)

イ 使用の部分

土地の所在：伊万里市山代町立岩字小松堀

地番	地目		地積(m ²)		決定した土地の区域の地積(m ²)
	公簿	現況	公簿	実測	
2891 番	山林	山林	1,822	1,822.18	7.71 (注)

(注) 決定した土地の区域は、当該土地の一部であり、その区域は別図の(2891 使用)のとおりである。(別図は省略し、その図面を佐賀県収

用委員会に備え置いて縦覧に供する。)

ウ 使用の方法及び期間

地番	使用の方法	目的	使用の範囲	使用の期間
2891 番	地表(床掘)の 一時使用	水路設置に伴 う床掘工事	7.71 m ²	明渡しの日か ら起算して7 箇月

(2) 土地所有者の氏名及び住所

不明。ただし、登記名義人 (亡) 福田 榮

上記相続人 持分540分の12又は不明 宮崎 綾子 福岡県春日市泉1
丁目141番地

上記相続人 持分540分の12又は不明 福田 精一 東京都練馬区関町
南4丁目6番12-304号

上記相続人 持分540分の6又は不明 福田 君子 兵庫県西宮市高座
町2番5号

上記相続人 持分540分の6又は不明 福田 哲郎 兵庫県西宮市名塩
南台2丁目5番地7

上記相続人 持分540分の12又は不明 宮崎 敦夫 福岡県春日市泉1
丁目141番地

上記相続人 持分540分の48又は不明 福田 健 広島市中区舟入本町
20番5-301号

上記相続人 持分540分の6又は不明 田中 孝子 大阪府河内長野市
美加の台5丁目10番15号

上記相続人 持分540分の3又は不明 田中 紀行 大阪府河内長野市
美加の台5丁目10番15号

上記相続人 持分540分の3又は不明 岡田 眞理 大阪府河内長野市
美加の台2丁目14番3号

上記相続人 持分 540 分の 9 又は不明 平松 清資 唐津市大名小路 3
 番 4 号

上記相続人 持分 540 分の 9 又は不明 久浦 和子 唐津市松南町 8 番
 26 号

上記相続人 持分 540 分の 9 又は不明 平松 篤樹 唐津市菜畑3297番
 地 3

上記相続人 持分 540 分の 9 又は不明 高安 庸子 東京都世田谷区南
 烏山 5 丁目 28 番 12 号

上記相続人 持分 540 分の 45 又は不明 清田 潤 千葉県八千代市勝田
 台北 2 丁目 28 番 33 号

上記相続人 持分 540 分の 45 又は不明 吉岡 歩 京都市伏見区深草大
 亀谷西寺町 78 番地 7 シャトーブラン 202 号

上記相続人 持分 540 分の 90 又は不明 清田 國義 京都市北区鷹峯南
 鷹峯町 24 番地 6

上記相続人 持分 540 分の 10 又は不明 赤堀 洋一 愛知県西尾市上町
 横町屋敷 9 番地

上記相続人 持分 540 分の 10 又は不明 安藤 悦子 愛知県安城市赤松
 町新屋敷 9 番地

上記相続人 持分 540 分の 10 又は不明 木村 京子 愛知県豊橋市富士
 見台二丁目 14 番地の 22

上記相続人 持分 540 分の 30 又は不明 深谷 貞夫 存否不明

上記相続人 持分 540 分の 30 又は不明 赤堀 昌秋 愛知県西尾市上町
 横町屋敷 7 番地

上記相続人 持分 540 分の 15 又は不明 村井 光子 愛知県西尾市寄住
 町若宮 43 番地

上記相続人 持分540分の15又は不明 赤堀 慈記 愛知県西尾市上町
横町屋敷 23 番地 1

上記相続人 持分540分の30又は不明 榊原 美江子 愛知県碧南市志
貴町 3 丁目 62 番地

上記相続人 持分540分の30又は不明 赤堀 貞夫 愛知県西尾市上町
作道屋敷 34 番地

上記相続人 持分540分の12又は不明 牧瀬 浩治 北九州市小倉北区
熊谷二丁目 27 番 6 号

上記相続人 持分540分の12又は不明 牧瀬 富美子 北九州市小倉北
区熊谷二丁目 27 番 6 号

上記相続人 持分540分の12又は不明 徳永 壽子 佐賀市久保田町大
字久保田 63 番地 1

(3) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

4 裁決手続の開始を決定した年月日

平成 25 年 6 月 11 日